

令和5年度第1回豊中市都市景観行為規制判定委員会

次第

令和5年(2023年)8月2日(水)

午後2時00分～午後3時00分(予定)

市役所第一庁舎2階 大会議室(WEB開催)

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

3. 案 件

(1) 会長の職務を代理する者の指名について

(2) 景観計画区域内における行為の届出状況等について

4. 閉 会

資料一覧

資料1 令和5年度第1回豊中市都市景観行為規制判定委員会資料

資料2 景観計画区域図

資料3 景観計画区域における行為の届出状況

資料4 都市景観形成推進地区における行為の届出状況

令和5年度第1回
豊中市都市景観行為規制判定委員会
資 料

豊中市都市景観行為規制判定委員会名簿

豊中市都市景観条例（抜粋）

豊中市都市景観行為規制判定委員会規則

豊中市都市景観行為規制判定委員会会議の傍聴要領

審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

豊中市都市景観行為規制判定委員会WEB会議実施要領

豊中市都市景観行為規制判定委員会委員名簿

令和5年（2023年）5月19日時点

氏名	所属	選任区分	備考
岩田 三千子	摂南大学 名誉教授	都市景観 学識経験者	
浦田 知温	ラーレ法律事務所 代表弁護士	法律 学識経験者	
加藤 晃規	関西学院大学 名誉教授	都市景観 学識経験者	会長
田中 一成	大阪工業大学 工学部 教授	法律 学識経験者	
水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授	都市景観 学識経験者	

(50音順)

○豊中市都市景観条例（抜粋）

平成12年3月31日
条例第31号

第11章 都市景観行為規制判定委員会
（豊中市都市景観行為規制判定委員会）

第34条 次に掲げる勧告又は命令を行うに当たり、その可否について判定するため、豊中市都市景観行為規制判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

- （1） 法第16条第3項の規定による勧告
- （2） 法第17条第1項又は第5項の規定による命令
- （3） 法第23条第1項の規定による命令
- （4） 法第26条又は法第34条の規定による命令又は勧告

2 判定委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、法律又は都市景観に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、判定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市規則で定める。

○豊中市都市景観行為規制判定委員会規則

平成21年4月1日

規則第42号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市都市景観条例（平成12年豊中市条例第31号）第34条第4項の規定に基づき、豊中市都市景観行為規制判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他の会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会

長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

豊中市都市景観行為規制判定委員会会議の傍聴要領

1 目的

この要領は、豊中市都市景観行為規制判定委員会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議の傍聴者の定員は、5人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続

傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できないもの

豊中市庁舎管理規則第7条を準用する。

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場の言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他これに類するものの電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、会長の許可なく写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

（平成13年10月1日 施行）

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、市長が別に定める方法により会議を公開する必要があると認める場合においては、この限りではない。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれまたは特に必要があると市長が認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第及び会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

令和5年度第1回 豊中市都市景観行為規制判定委員会WEB会議実施要領

1. 趣旨

この要領は、豊中市都市景観行為規制判定委員会規則（平成21年4月1日規則第42号）第7条並びに豊中市都市景観行為規制判定委員会会議の傍聴要領第8の規定に基づき、令和5年8月2日に開催する豊中市都市景観行為規制判定委員会について、業務のデジタル化推進のため、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムを用いて行う委員会（以下「WEB会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

2. WEB会議の開催方法

- 1) 会長は、WEB会議を開催する場合は、あらかじめこれを関係者に通知し開催通知、参考資料を郵送及び電子メールにて、委員に送付するものとする。
- 2) 会長は、開催通知にWEB会議とする旨及びその理由を記載するものとする。
- 3) 委員は、WEB会議により相手の意思を相互に確認することができる場合、会議に出席したものとする。ただし、映像又は音声を送受信できなくなった場合であっても、審議内容を理解し、適時適切な意見表明を行ったときは会議に出席したものとする。
- 4) 事務局は、WEB会議において、署名等を要する場合は、委員会終了後、郵送等の手段によって遅滞なくこれを行う。
- 5) WEB会議において利用するWEB会議システムのアプリケーション又はサービスは、会長が、都市計画推進部都市計画課（以下「事務局」という。）と協議し、選定する。

3. 会議開催の周知

委員会は、会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせを作成し、市政情報コーナー及び市ホームページで周知するものとする。

- 1) 会議の名称
- 2) 開催日
- 3) 開催方法
- 4) 議題
- 5) 問い合わせ先
- 6) その他必要な事項

4. 公開の方法等

- 1) WEB会議の公開は、審議会等の会議の公開の実施に関する要領第3第2項に

に基づき、業務のデジタル化推進のため、WEB会議の映像と音声を映すモニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けるものとする。

2) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に氏名、住所、電話番号及び健康状態について記入しなければならない。

3) 傍聴者は、事務局が行う検温その他事務局の指示に従わなければならない。

4) 傍聴者の健康状態等に問題があると、会長が判断した場合は、傍聴者は会議を傍聴することができない。

5. 機材等の確保

1) WEB会議に必要となる通信回線及び端末等は、委員が各自で手配し、利用する。

2) 委員は、WEB会議に必要となる通信回線及び端末等の手配等を行う場合は、OSやブラウザ等のアプリケーションの更新を適宜行う等の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

3) 前2号に規定する通信回線等に関する費用については、委員各自がこれを負担するものとする。

4) 事務局は、第1号の規定にかかわらず、WEB会議の実施が困難と事務局が認める委員においては、WEB会議が可能な通信回線、端末及び場所等の手配を行うものとする。

6. 安全管理措置

1) 委員は、WEB会議のログインに必要な情報を会議参加者以外に漏らしてはならない。

2) 委員は、委員会で取り扱う情報の重要性を認識し、WEB会議を録音、録画等により記録してはならない。また、WEB会議を第三者に視聴させてはならない。

3) 委員は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守する。

4) 委員は、WEB会議の利用に関連する障害等を発見した場合、直ちに会長に報告しなければならない。

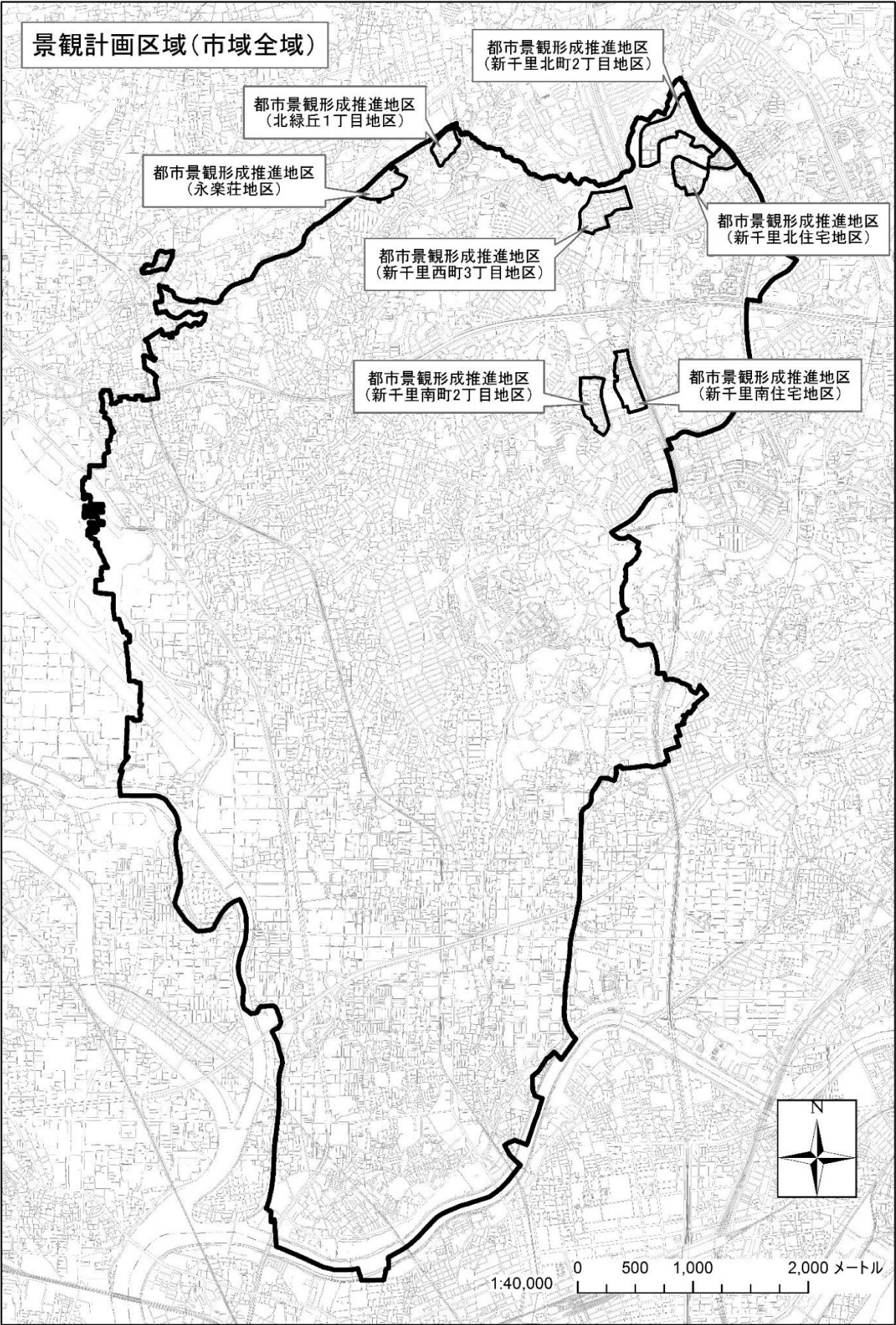
5) 会長は、前号に規定する報告を受けた場合、必要な措置を講じるものとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、委員会でWEB会議システムを利用するにあたり必要な事項は、会長が事務局と協議しこれを定める。

附 則

この要領は、令和5年7月26日から実施する。



【景観計画区域図】

景観計画区域内における行為の届出状況

○ 届出対象行為

建築物 高さが10m を超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるものの新築、増築、改築、移転、またはそれらの規模を超えるものの外観の過半の修繕や模様替え、色彩の変更。

工作物 高さが10m を超えるものの新設、増築、改築、移転または外観の過半の修繕や模様替え、色彩の変更。

開発行為 1,000㎡ 以上の規模の開発行為。

○ 届出（新規）状況

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和3年度	103	4	31	138
令和4年度	151	9	23	183

都市景観形成推進地区内における行為の届出状況

○ 届出対象行為

建築物 建築物の新築、増築、改築、移転、または外観の過半の修繕や模様替え、色彩の変更。

工作物 工作物の新設、増築、改築、移転、または外観の過半の修繕や模様替え、色彩の変更。

開発行為 1,000㎡以上の規模の開発行為。

○ 届出（新規）状況

※以下の届出件数は景観計画区域内における届出件数にも含めている。

新千里南町2丁目地区〔平成26年（2014年）10月1日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和3年度	6	1	0	7
令和4年度	4	0	0	4

永楽荘地区〔平成27年（2015年）10月1日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和3年度	1	0	0	1
令和4年度	12	0	1	13

新千里北住宅地区〔平成28年（2016年）10月2日施行〕
変更〔令和3年（2021年）10月1日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和3年度	1	0	1	2
令和4年度	1	0	1	2

新千里南住宅地区〔平成 28 年（2016 年）10 月 2 日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0

北緑丘 1 丁目地区〔令和 2 年（2020 年）3 月 21 日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和 3 年度	37	0	1	38
令和 4 年度	66	0	1	67

新千里北町 2 丁目地区〔令和 2 年（2020 年）10 月 1 日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和 3 年度	3	0	0	3
令和 4 年度	7	1	0	8

新千里西町 3 丁目地区〔令和 3 年（2021 年）12 月 24 日施行〕

	建築物	工作物	開発行為	合計
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0